

鳥取県告示第 848 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 5 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人 地域でくらす会	米子市内町 122	ヘルパーステーション蔵まち	倉吉市幸町 529	居宅介護、重度訪問介護	平成 19 年 10 月 1 日
社会福祉法人 赤碕福祉会	東伯郡琴浦町大字赤碕 1061-3	ヘルパーセンターすみれ	東伯郡琴浦町大字赤碕 1062-1	〃	〃
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目 9	ニチイケアセンター倉吉	倉吉市東巖城町 120-1	〃	〃
〃	〃	ニチイケアセンター大栄	東伯郡北栄町西園 506-1	〃	〃
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根 55	ホームヘルプセンターマグノリア	倉吉市上井町一丁目 2-1	〃	〃
社会福祉法人 鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野 2259-43	羽合ひかり園	東伯郡湯梨浜町大字光吉 9-2	短期入所	〃
医療法人仁厚会	倉吉市山根 43	ショートステイあずさ	倉吉市山根 43	〃	〃
社会福祉法人 敬仁会	倉吉市山根 55	ショートステイル・ソラリオン	倉吉市山根 55-3	〃	〃
〃	〃	ショートステイ敬仁会館	倉吉市山根 55-39	〃	〃
社会福祉法人 倉吉東福祉会	倉吉市上井 781-1	倉吉東こどもの発達デイサービスセンター	倉吉市上井 781-1	児童デイサービス	〃